

職業紹介 返戻金制度について

採用決定者が、採用事業所の指定された場所で勤務を開始した日から 6 か月未満の間に、本人の責に帰すべき事由により退職し又は解雇された場合、在職期間に応じて、以下割合に応じて、受領済みの報酬を返還するものとする。

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| ① | 勤務開始日より 1 か月未満 | 80% |
| ② | 勤務開始日より 1 か月以上 3 か月未満 | 50% |
| ③ | 勤務開始日より 1 か月以上 6 か月未満 | 20% |

なお、弊社が採用事業所から報酬を受領する前に、前項に定める報酬返還事由が発生した場合は、弊社及び採用事業所は、報酬支払債務と報酬返還債務とを相殺し、採用事業所はその残額を弊社に支払うものとする。